

○公害等調整委員会規則第 号

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十七条の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年 月 日

公害等調整委員会委員長 永野 厚郎

公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（申請の取下げ）</p> <p>第四十三条　〔略〕</p> <p>2　前項の規定による取下げは、書面をもつてしなければならない。ただし、審問の期日、第四十六条の規定による期日又は法第四十二条の二十四第一項の規定により事件を調停に付したうえ、裁定委員会が自ら処理する場合における調停の手続（当事者の出頭を求めるものであつて、裁定委員が出席するものに限る。）においては、口頭ですることを妨げない。</p> <p>3　略</p> <p>備考　表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>（申請の取下げ）</p> <p>第四十三条　〔同上〕</p> <p>2　前項の規定による取下げは、書面をもつてしなければならない。</p> <p>3　同上</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。